

サービス経済化、グローバル化など、時代潮流の変化に的確に対応し、兵庫の産業の元氣と県民生活の豊かさを創出してゆくため、有識者や企業人で構成される「ひょうご経済・雇用活性化プラン策定会議」からの提言を受けて、「ひょうご経済・雇用活性化プラン」(平成二十六～三十年度)が策定された。

同プランは、中長期的な視点に立ち、ひょうご経済活性化の取組を推進してゆく際のシナリオとなるものであった。①兵庫の将来を担う先端分野での産業の創出・育成、②産学官連携や異業種交流などを通じた技術や製品等の高付加価値化による地場産業の競争力向上、③成熟社会ニーズに応える生活や地域に密着した産業の育成に取り組むことにより、「活力あるしなやかな産業構造」を構築することが目標として掲げられた。本県の強みであるものづくり産業と、サービス産業とのバランスの取れた振興を図るため、地域ごとの産業特性や地域資源、個性ある強みを生かして、「産業力」、「人材力」、「国際力」強化の施策展開を図り、産業の活性化、雇用創出と所得向上、消費拡大の好循環を生み出していくことが期待された。

第二節 二一世紀における兵庫の農林水産業

一 農家の所得安定対策をはじめとする日本の農林水産政策の変化

農家の所得
安定対策

二一世紀初頭においては、日本で農林水産政策が大きく揺れ動いた。農業では、農業の構造改革を推進することを目的として、平成十九(二〇〇七)年産以降、品目横断的経営安定対策

表 21 農業者戸別所得補償モデル対策の支払件数
(平成22年度)

(単位：件、戸)

区分	都道府県名	支払件数	経営形態別			
			個人	法人	集落営農	
					構成戸数	
1	兵庫県	67,321	66,842	104	375	16,296
2	新潟県	64,638	63,741	646	251	3,695
3	岩手県	47,945	47,325	139	481	16,872
4	宮城県	46,722	45,840	154	728	15,266
5	長野県	43,841	43,540	180	121	12,029
(参考：全国計)		1,163,090	1,149,505	6,187	7,398	238,277

(農林水産省ホームページを参照して作成)

が実施された。この政策の主なねらいは、従来全ての農家を一律として個々の品目ごとの価格に着目した支援を行っていた経営安定対策を見直し、担い手を限定した上でその経営の安定を図るものである。次に、我が国における農業の産業としての持続性を回復させることで食料自給率の向上ならびに農業の多面的機能の維持を図ることを主な目的として、政府は平成二十二年度以降農業者戸別所得補償制度を順次導入した。

平成二十二年度においては、我が国において農業の根幹となる役割を担ってきた水田農業を対象として戸別所得補償モデル対策が実施された。戸別所得補償モデル対策とは、具体的には、水田を有効活用し、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等自給率の向上を図るべき作物の生産を拡大させるための交付金事業である「水田利活用自給力向上事業」と農業者が水田農業を継続する環境を整えるべく米の需給調整に参加した農業者を対象とする交付金事業である「米戸別所得補償モデル事業」の二つの事業を一体として行うものである。

平成二十三年度においては、畑地における畑作物（麦、大豆等）も新たに所得補償の交付対象とし、戸別所得補償制度を本格的に実施した。

その後、農業者戸別所得補償制度は平成二十五年に経営所得安定対策制度へと名称が変更され、またその内容も見直されることとなった。



写真 57 箱わなによるイノシシの捕獲

その例として、平成二十二年度から導入されていた米の直接支払交付金（米戸別所得補償モデル事業）における「定額部分」を平成三十年産から完全に廃止した。その振替・拡充措置として、①水田のみならず、畑・草地も含めた農地の維持に対する多面的機能支払制度の創設、②水田のフル活用を図りながら、需要が高まると予想される作物の栽培の選択を可能にする状況を実現するための水田の有効活用対策の充実、③費用の削減・所得向上を図るための構造政策（農地集積）の拡充といった政策が採られることとなった。

以上の品目横断的経営安定対策、戸別所得補償制度等に関して、兵庫県は積極的に取り組み、集落営農組織を中心に加入促進が図られた。本県は、平成二十二年度の戸別所得補償制度創設以降、二十五年度に経営所得安定対策に制度変更になるまで、交付金の支払件数実績が毎年度全国第一位であった。

鳥獣被害

防止特措法

農業人口が高齢化する中、全国各地で、鳥獣被害が深刻化する傾向にあったが、平成十九年に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下、鳥獣被害防止特措法）が制定された。同法は、現場に最も近い行政機関たる市町村が中心となり、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対して支援すること等を内容とするものである。これにより、市町村は農林水産大臣の作成した基本指針に即して被害防止計画を定めることが可能となり、計画を定めた市町村及び計画に基づいて鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、国や都道府県は必要な支援措置を講ずる必要がある

ことが示された。

その具体的な支援内容としては、①被害防止計画に基づいて実施される取組に特別交付税措置の拡充や、②都道府県から希望する市町村への被害防止のための鳥獣の捕獲許可権限の移譲、③狩猟税の軽減措置等が講じられた。これを受け、兵庫県でも、平成三十年には三一の市町が実施隊を設置した（第五章第三節三の「人と野生動物との棲み分け」参照）。

林業政策 我が国では、平成二十一年に、路網の整備、森林施業の集約化、そして人材の育成を軸として、**の変遷** 効率的かつ安定的な林業経営の基盤を固めるとともに、木材の安定した供給ならびにその利用

に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生するための指針たる「森林・林業再生プラン」が作成された。

指針は、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」「林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生」、そして「木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献」という三つの基本理念の下に、木材に代表される我が国の森林資源を最大限に活用し、また雇用や環境といった面においても貢献することができるよう、コンクリートを中心とした社会から木材を中心とした社会へと社会構造の転換を図るものである。その上で、策定から一〇年後の木材自給率五〇％以上を目標としたものであった。

その後、「森林・林業再生プラン」を法制面で具体化したものとして、平成二十三年に森林法の一部を改正する法律が公布された。

この改正では、森林の所有者がその「責務」を果たし、森林の公益的機能を十分に発揮することができる

よう、森林所有者が不明であっても必要な間伐、造林等を確保するために私権制限が強化され、また森林経営計画の創設等森林計画制度の見直しが行われた。

森林法は、平成二十八年にも改正され、森林所有者等に対する伐採後の造林の状況報告の義務づけや、共有林の立木の所有者の一部が所在不明であっても伐採・造林ができるよう、所在不明者の持分の移転等を行う裁定制度が設けられるなどの新たな仕組みづくりがなされた。以上の国の政策を受け、兵庫県においても独自の対応が行われた（後述）。

漁業法

改正

水産業においては、平成三十年に漁業法が改正されたことが注目される。この改正は、水産資源の持続可能な利用を確保し、漁業生産力を発展させることを目指すものである。以前から漁業資源管理の一環として、T A C（漁獲可能量）が定められてきたが、魚種が限られていた。この改正で、漁獲量に占めるT A C対象魚種の漁獲量の割合が増えるようにしていくことになった。これに伴い、T A Cを漁業者又は船舶ごとに割り当てる漁獲割当て（I Q）が導入されることになった。漁獲割当て制度には、責任が明確化されることにより、より確実な数量管理が可能になることや、効率的な操業と経営の安定が促されるという利点がある。また、これまで大臣許可漁業は、五年に一度の一斉更新時を除き、新規参入が困難であったが、必要に応じて許可ができる仕組みになった。兵庫県ではこのような国の公的な規制に加え、休漁日の設定、操業時間の短縮等漁業者の自主的な取組を促す独自の対応が推進された。

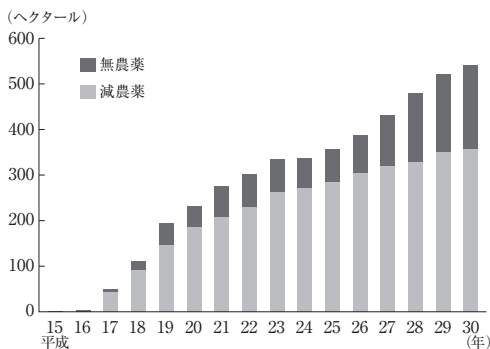


図 23 但馬地域におけるコウノトリ育む農法の栽培面積

(兵庫県資料を参照して作成)

二 地域の特性を活かした力強い農林水産業の展開

ブランドの進展

平成十五年から栽培が始まった「コウノトリ育むお米」は、一つのブランドとして人気を博し、二十一年には「コウノトリ育むお米」と「コウノトリ共生米」の取組が、第一回生物多様性日本アワード優秀賞を受賞するなど、国内外から高く評価された。「コウノトリ育む農法」とは、おいしい農産物と多様な生きものを育み、コウノトリも住める豊かな文化、地域、環境づくりを目指す農法のことです。豊岡市でコウノトリの野生復帰の取組の一環として進められた。この農法は、農薬や化学肥料に頼らず、冬期や早期に水を張り田の水深を深くして、コウノトリのエサとなる生物を増やしながら米を栽培するという

ものである。平成二十四年に策定された「コウノトリ野生復帰推進計画（第二期）」により、コウノトリ野生個体群を豊岡盆地から但馬全体に拡大する方針が定められ、「コウノトリ育むお米」の栽培面積は更に拡大している。

この時期には、ICT（情報通信技術）を積極的に農業に取り入れて効率的な農業を行おうとする動きも見られた。平成二十七年には、国際化に対応した農業ビジネスモデルを構築し、新たなひょうごブランドの形成に先導的な役割を果たす次世代園芸施設による大規模モデル団地が加西市で整備された。そこでは、統合環境制御技術（CO2施用、給水制御等）を駆使した生産方式の実証に向けて、ハウス内の環

境（温度、湿度、炭酸ガス濃度など）を測定し、その数値化されたデータに基づいて暖房機や遮光・保温カーテンなどを使用し、ハウス内を作物の生育に最適な環境に整える試みがなされている。

また平成十八年に、県は「食の安全安心と食育に関する条例」を制定し、この中で、平成十六年七月から独自に取り組んでいた「兵庫県認証食品」を規定して条例化した。兵庫県認定食品は市場では「ひょうご安心ブランド」「ひょうご推奨ブランド」として流通しており、平成三十年度時点で二〇〇〇以上の食品が認証されている（「兵庫県認証食品」については第三編第四章第二節二参照）。なお、「食の安全安心と食育に関する条例」では、食の安全安心及び食育に関し基本理念が定められ、県及び事業者等の責務並びに市町及び県民の役割が明らかにされた。また、食の安全安心及び食育に関する施策を総合的・計画的に推進することにより、豊かで活力ある社会の実現が目指された。この条例は、全国で初めて「食の安全安心の推進」と「食育の推進」を両輪とするものであり、理念だけでなく、食の安全安心推進計画及び食育推進計画を策定、公表し実行するなど、実効性のある条例であることも特徴的である。

他にも、兵庫県産品のブランド化は活発に行われた。特に輸出品目としてPRされた、日本酒、淡路島たまねぎ、朝倉山椒（養父市発祥）、丹波黒大豆、兵庫ノリ、播磨のかきが特徴的である。

六次産業 六次産業化の重要性が高まる中、県は直売所の設置・促進や加工品フェアにより、一層の販路拡大を支援した。十九年二月には神戸市中央区のデュオドームで、県内の九一グループが二六

九種類の加工品を展示・即売し、県内の農産加工品のPRが活発に行われた。また、阪神間で生産された新鮮で安全・安心な農産物を販売する直売所「スマイル阪神」が平成三十年に伊丹市公設卸売市場でリニュー



写真 58 スキー場を活用した但馬牛の放牧

アルオーブンした。スマイル阪神では、生産者と消費者を結ぶ農産物の直売だけでなく、農業についての情報発信や生産技術指導も行われるなど、都市農業の推進拠点となった。この他にも県内では、多くの直売所が設置され、関係団体や地元市町と連携し、都市農業の推進や消費者と生産者の連携に取り組むことが目指された。

畜産業の高付加価値化

平成二十五年度以降、但馬牛の増体性を向上させることを目的として、県では増体能力に優れた雄牛の選定試験及び肥育期間の短縮試験が行われてきた。また、但馬牛繁殖雌牛の増頭に向けて、農畜産業振興機構事業や県単独事業等によって但馬牛繁殖雌牛の導入及び自家保留を推進してきた。加えて、平成二十七年においては、規模拡大農家に対して牛舎整備の支援を実施した。但馬牛子牛の

生産拡大の取組においては、乳用牛等への但馬牛受精卵の移植を推進している。平成二十六年に取組を開始して以降、一七八頭に移植し、うち七七頭が受胎（受胎率四三％）した。さらに、土地の有効利用と飼料基盤の拡大とともに実現することを目的に、耕作放棄地や急傾斜地、棚田、林地を活用した低費用かつ省力的な放牧技術を確立し、但馬牛の放牧を推進した。

これに関連して、神戸ビーフの認定率を向上させるため、県立農林水産技術総合センターが開発した「但馬牛肥育マニュアル」の普及啓発等が進められ、平成二十三年度において五五・七％であった神戸ビーフ認定率が二十七年には七四・九％に上昇するに至った。我が国を代表する食のブランドである神戸ビーフは、

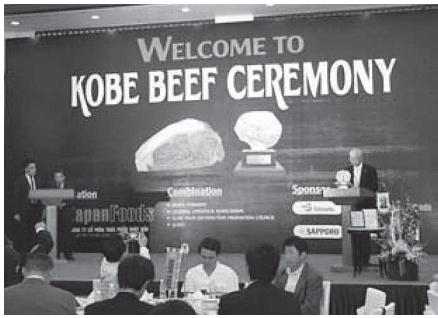


写真 59 神戸ビーフセミナー（ベトナム・ホーチミン）

その風味や上品な味わいの深さから高い評価を得ており、国内外における更なる需要拡大を図るため、ブランドの管理を行う神戸肉流通推進協議会と連携してプロモーションを実施してきた。但馬牛・神戸ビーフのブランド力や輸出力を強化し、他県産のブランド牛肉との差別化を図っていくために、その「美味しさ」を特徴づける新たな評価指標を確立していくことが課題となっている。そこで、県は平成二十八年、神戸ビーフと他県産牛肉との差別化を客観的な指標で示すことを目的として枝肉画像撮影装置の整備支援を行った。

また、県立農林水産技術総合センター北部農業技術センターでは、枝肉横断面撮影装置で撮影した牛肉ロース芯のデジタル画像の解析を行い、従来用いられてきた小ザシ指標に加えて、新たな指標として肉色に注目した研究に取り組んだ。その結果、デジタル画像解析により得られた筋肉 RGB 値を用いた肉色の詳細な評価の手法が開発された。

神戸ビーフは主にロイン系の高級部位が輸出の中心となっているが、輸出の更なる拡大を図ることを主な目的として、もも、ウデ等様々な部位の輸出を促進することとなった。また、県は、平成二十八年に、欧米やイラム圏への神戸ビーフ輸出に向けた食肉センターの施設整備に加えて、国際的な衛生管理方式である HACCP（ハザップ）の認定取得等の体制整備を図ることとし、県内の中核的食肉センター四カ所において、HACCP を含む衛生対策を中心に機能強化を図った。とりわけ、姫路市食肉セ



写真 60 サラリーマンを対象とした新規就農
駅前講座

ンターは県内における欧米等主要各国への輸出向けの基幹施設となり、高度なHACC P対応施設の整備がなされた。加えて、イスラム圏向けのハラール牛肉輸出に向けて、三田食肉センターにおいてアラブ首長国連邦向け輸出のための認証を平成二十八年に取得した。

担い手の育成 農業者の高齢化が進行する中で、次世代の農業の担い手の育成は非常に重要な課題として認識された。平成二十一年には、兵庫県庁近くの兵庫県農業共済会館に「ひょうご就農支援センター」が開設された。これを拠点とし、関係団体や市町、農業協同組合等と密接に連携し、学生から社会人までの幅広い年齢層や企業等に対して、出前講座や新規就農チャレンジなどの啓発から、技術指導、経営確立に至るまでの総合的な支援を行うことが目指された。

また、担い手作りの一環として、認定農業者の育成や集落営農の組織化、法人化を計画的に進めることが目指された。認定農業者は、前述の農家所得安定対策の対象とされた。集落営農とは、集落を単位として、農業生産過程の全部または一部を共同で取り組む組織のことである。個々の農家が集落営農に加入すれば、農業機械の共同利用ができるメリットもある。また、これが法人化すれば、経営管理能力や対外信用力が向上し、経営継承がしやすくなるが見込まれる。特に、兵庫県の集落営農数は、全国第一位で、県内では加西市が最も多い（平成三十年）。さらに、高齢化が進行し耕作放棄地が増加する中で、平成二十六年に

農地中間管理事業が創設された。これは、農地を貸したい農家から、農地中間管理機構が中間的な受け皿となって借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手に貸し付ける事業である。県内では兵庫みどり公社が農地中間管理機構に指定された。平成二十六年四月に農地を借り受ける希望者を募集し、大規模経営体、集落営農法人、新規参入者等を含めた一一四経営体から約四三〇〇ヘクタールの農地の借受希望があった。また、借受希望者に円滑に農地が集積・集約されるよう、市町等関係機関と連携し、地域や農地所有者に対し、兵庫みどり公社への農地貸付の協力が働きかけられ、農地のマッチングを順次進め、担い手への農地の集積・集約化が図られた。

三 国家戦略特区における養父市の戦略

養父市の国家戦略特区指定 この時期、養父市が国家戦略特区に指定されたことは大きな出来事であった。養父市は兵庫

戦略特区指定 県中北部の中山間地域に位置し、大規模な農業経営に不利な地理的条件にあった。また、人口減少と高齢化の進行、農業人口の減少とそれに伴う耕作放棄地の増大という課題が深刻であった。このようなかで、高齢者を積極的に活用するとともに民間との連携に伴う農業の構造改革を進めていくことで耕作放棄地の再生、農産物・食品の付加価値の向上といった革新的な農業を実行し、輸出も可能となる新たな農業のモデルを構築することを目標に、平成二十六年、第二次安倍内閣は養父市を中山間農業改革特区として国家戦略特別区域に指定した。

国家戦略特区指定に伴い、養父市が中山間農業改革に向けて養父市において実施されている規制改革は次

のとおりである。

第一に、農地の権利移動の許可事務を農業委員会の同意により市が行うようになった。これに伴い、耕作放棄地の再生、農地の流動化の促進を図った。また、農家とみなす農地所有下限面積を従来の三〇アールから一〇アールへ引き下げるとともに、空き家に付属する農地の取得制度を創設し農地の取得要件の更なる緩和を図った。

第二に、全国に先駆けて、法人の農作業に従事する役員が一人でもいれば農業生産法人とみなされるように農業生産法人の役員要件の緩和が行われた。加えて、更なる規制改革の実現を目標に、企業等（農地所有適格法人以外の法人）が一定の要件を満たす場合、農業経営のための農地を取得できるような特例が設けられた。これに伴い、企業が担い手として農地を所有し、営農を行うことが可能となった。すなわち、企業は長期的・安定的に地域に根付いた事業展開や、所有権を持つ全面的機能を活用した営農を行うことが可能となった。

さらに、新たに「養父市アグリ特区保証融資制度」を実施することで、農業資金でも信用保証協会の保証制度が適用されるようになった。また、自己の生産する農畜産物や養父市内で生産される農畜産物を主な材料として調理、提供する農家レストランを農用地区域内に設置できる特例も設けられた。これにより、既に他の分野で事業を営んでいる法人の農業分野での第二創業、そして農業従事者の六次産業化が促進された。また、中山間農業改革に加えて、空き家の増加や少子高齢化に伴う労働人口の減少等、中山間地域の抱える課題を克服し、地域活性化を図るために、歴史的建築物を宿泊施設とする事業におけるフロントの設置義務



写真 61 太陽光利用型水耕栽培施設（やぶファーム提供）

の緩和や、シルバー人材センター会員の就業可能時間の引き上げなど、多岐にわたる規制の改革も行われた。

指定後の養父市の農業

企業の農業への新規参入を促進する規制改革が行われた結果、養父市において平成三十年までに計一一の事業者が新たに農業に参入した。各事業者は水稲・野菜・果樹等の営農を行っており、耕作放棄地等の活用面積（累計）は平成二十七年時点で九・五五ヘクタールであったものが漸増し、三十年度には一七・三九ヘクタールとなった。農地面積の合計も同様に漸増傾向にあり、平成二十七年時点で一・八四ヘクタールであったものが、三十年度には三七・〇五ヘクタールとなった。また、三十年度末時点で新たに六六名の雇用を創出した。このような取組が功を奏し、平成二十六年時点で約三一億三〇〇〇万円であった養父市の農業産出額は、三十年時点で約三三億八〇〇〇万円と増加した。

一方、養父市では耕作放棄地等の農地の法人による取得を促進しており、平成三十年までに計五つの事業者が農地を取得した。これらの農地では各法人による様々な農業経営が進められており、耕作放棄地の再生や農業の六次産業化の促進等地域経済の活性化に貢献してきた。また、スマート農業の実証事業が新たに実施され、中山間地域における新たな農業モデルの構築が期待された。

平成三十年までに新たに養父市に参入した農業事業者の概要は、次のとおりである（参入事業者は、第一章第三節一の「総合特別区域法と国家戦略特別区域法」参照）。



写真 62 米の一元的な自社管理による酒米の生産 (Amnak 提供)

やぶファームはオリックス農業（オリックスの子会社）、やぶパートナーズ（養父市が100%出資する法人）、J A たじま、地元農業者の共同出資により国家戦略特区での農業生産法人として設立された企業であり、平成二十七年七月より土耕栽培を開始した。その後、平成三十年三月に西日本最大規模の水耕栽培施設が完成し、四月より稼働した。同社は地元採用者の正規職員化、市内の子育て世代を採用する等、農業を通じて地域雇用の創出に取り組んでいる。

Amnak はタイル事業、リフォーム事業を本業としつつ、農業を展開する山陽 Amnak（本社・三木市）が新たに養父市に設立した企業である。同社は法人農地取得事業にて耕作放棄地等を新たに0.65ヘクタール取得し、全体で19.27ヘクタールの営農面積で関連設備等の整備を行い、米の一元的な自社管理によって酒米の生産ならびに日本酒の国内販売・輸出を行ってきた。

兵庫ナカバヤシは製本業を生業とする企業であるが、製本業の閑散期において業務の平準化を図ることを目的として農業分野に参入した。同社では耕作放棄地等を0.3ヘクタール取得し、計10.1ヘクタールの営農面積にてニンニクを栽培し、地域の企業や農家と連携した上でブランド化を進めてきた。

やぶの花は姫路生花卸売市場の出資によって設立された企業であり、主に花^{かき}卉の栽培を行ってきた。同社はJ A たじまと連携し、賛同する農家を募ってリンドウ等を生産し、養父市を「リンドウの産地」として定着させることを目標としている。

住環境システム協同組合は但馬・丹波・播磨各地域の工務店が主体となって形成された組合である。同組
合では放棄地等を○・一三ヘクタール取得し、計○・五七ヘクタールの営農面積で小規模な野菜生産工場を
建設し、水耕栽培システム「小規模閉鎖型屋内野菜生産場」を利用した効率的かつ安定的なレタスの生産を
開始した。同生産場はリーフレタスの共同生産販売実証拠点となっており、天候に左右されず、自然災害・
害虫・害獣の影響を受けにくい生産場において、屋上に設置された太陽光発電パネルによって生成された電
力を利用した空調システムとLED照明を用いてレタスを栽培してきた。

四 二一世紀の兵庫県における林業・水産業の動向

循環型林業と

兵庫木材の普及

先述のとおり、我が国において、林業の多面的機能をより重視する方向に施策が変化した
が、兵庫県でも独自の取組が展開された。特に、再生可能エネルギーとして注目されるバ
イオマスの一層の活用が目指された。バイオマスとは、エネルギー源として利用できる生物体、また、それ
らの生物体をエネルギーとして利用することを意味する。平成十七年に「兵庫県バイオマス総合利用計画」
が独自に策定され、その後、継続的にバイオマスを推進する計画が立てられた。その中で、遊休農地等を利用
した資源作物の実証栽培を行うとともに、菜の花エコプロジェクトや食品残渣ざんさの飼料化、間伐材等を利用
した発電などが推進された。特に、林業関連において、処分・未利用量の多いバイオマスとして、木質系（間
伐材）の利活用は、最重点課題とされた。その事例として、木質バイオマス発電が挙げられ、赤穂市あこうで、日
本海水社により、木質バイオマス発電が稼働した。

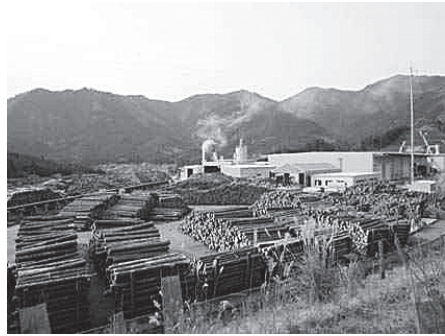


写真 63 兵庫木材センター（宍粟市）

平成二十二年には、兵庫木材センターが宍粟市で稼働した。この施設は、森林王国と言われる宍粟市を拠点に、品質・価格・供給力で外材に対抗できる新たな県産木材の供給システムを確立するために設立されたもので、森林所有者に利益を還元し、持続可能な循環型林業を育成し、健全な森林を取り戻すことを目指すものである。

瀬戸内海と日本海の水産 兵庫県は、離島振興法の規定に基づき、離島振興と水産資源の保全 興対策実施地域として南あわじ市沼島及び姫路

市家島群島（家島、坊勢島、男鹿島、西島）の二地域・五島が指定されている。

離島は優良な自然環境に囲まれ、周辺海域は漁場としての生産性が高いため、漁業が基幹産業として発展してきた。しかし、輸送、生産資材の取得等、販売及び生産の面で不利な条件にあることから、漁業の健全な発展のために、これらの条件の改善に努めていく必要性が強調された。特に、離島の漁業者の減少や高齢化が進行すれば水産物の安定供給を継続させることが困難となり、海域環境の管理及び保全、海洋監視、海難救助等といった離島の漁村が有している多面的機能の持続に支障を来すことも懸念された。そこで、平成十七年度に国が創設した、離島の漁業や漁村の活性化を図る支援交付金を活用し、十八年度から県と市町が相互に連携しながら漁業集落の新たな取組を支援する方向となった。具体的には、離島を所管する市が策定する離島漁業集落活動促進計画に則して、対象となる離島の漁業集落世帯が協定を締結し、次の取組を実施した。漁場の生産力の向上のためには、種苗放流、産卵場・育成場の整備、



写真 64 種苗の放流 (坊勢漁業集落)

植樹・魚付き林の整備、海岸・海底清掃、漁場監視等が行われた。また、集落の創意工夫を活かした取組として、新たな漁具・漁法の導入、新規漁業への着業、高付加価値化、流通体制の改善、販路の拡大等が実施された。平成二十年から播磨灘における大規模漁場整備が行われたことも注目すべき点である。播磨灘とは、瀬戸内海東部、淡路島と小豆島との間の海域である。水産資源の拡大と水産物の安定供給を図るため、播磨灘中西部において、天然の好漁場である鹿ノ瀬に匹敵する大規模な漁場整備構想を推進するとともに、ノリの色落ち防止に取り組んだ。また、処理責任が明確でない海域ごみを漁業者が回収処理する場合の支援制度が創設された。

また、日本海側でも山陰沖合でのズワイガニ保護育成礁の造成という新しい動きが見られた。

第三節 科学技術の産業活用の進展とITによる構造改革

一 最先端研究施設の産業活用

産業活用に向けた科学技術振興

国の総合科学技術会議（平成二十六年から「総合科学技術・イノベーション会議」に改称）は、産業イノベーションにより、産業技術の革新と新しい産業の創生を目的として、五年ごと